

令和8年7月28日

【学部 日本人在学生対象】

日本学生支援機構 給付奨学生のみなさんへ

学生支援課奨学支援係

令和8年度後期授業料免除の申請(継続)について

給付奨学金を受給している方の大学への後期分授業料免除の申請には、以下の書類提出が必要となりますので期限までに必ず提出してください。

『A 様式 2__授業料等減免の認定の継続に関する申請書』

※多子世帯支援認定の学生も提出が必要です。

※希望する認定事由について「授業料等負担が困難」及び「多子世帯」の両方が選択されていますが、変更せず提出してください。

※給付奨学金の支給が停止中の学生も提出が必要です。

※様式は本学ホームページから印刷して使用してください。

本学 HP【教育・学生支援】→経済的支援→授業料免除制度→学部日本人学生の方

<https://www.nagaokaut.ac.jp/student/tuition/tuition-fee-waiver-c/index.html>



提出期限: 令和8年9月1日(火)～9月18日(金)

提出先: 学生支援課 奨学支援係(7番窓口)

●給付奨学金の支援区分の見直しについて

毎年夏頃にマイナンバーから取得した情報により、支援区分(第1～第4区分及び多子世帯)の見直しが行われます。再審査の結果、支援区分に変更が生じた場合、10月以降の1年間の給付月額が変更となります。また、第一種奨学金も受けている場合は、第一種奨学金の貸与月額も変更される場合があります。なお、後期分の授業料減免の判定は、見直し後の給付奨学金の支援区分に応じたものとなります。